

ごみ処理有料化に関する市町村調査結果について

平成18年1月19日
生活環境部環境保全領域
一般廃棄物対策グループ

1 調査目的

福島県では、平成14年3月に策定した「福島県廃棄物処理計画」の見直しを行っているが、ごみ処理有料化に関する市町村の意向を把握し、ごみ減量・リサイクルの推進方策を検討するため、県内全市町村（83）の状況を調査した。

2 調査実施時期

平成17年9～10月（調査基準日：平成17年9月1日）

3 調査結果**(1) 概要****① 有料化の実施状況**

有料化を実施している市町村は、83市町村中31市町村であり、残り52市町村は有料化を実施していなかった。

② 有料化の効果

有料化を実施している市町村のうち、24市町村（77.4%）で有料化後にごみが減少したとしており、他にも有料化の効果（住民意識の向上・財政負担の軽減化・費用負担の公平化等）があったとしている。

一方、有料化後2～3年以降、ごみが増加に転じているという問題も出ている。

③ 今後の有料化への考え

有料化を実施していない52市町村のうち、40市町村（77%）が有料化を導入又は導入を検討としており、有料化の効果を期待している。

④ 有料化における適正な価格設定

全市町村に有料指定袋の適正価格を聞いた結果、回答があった47市町村中、18市町村（38.3%）が1袋当たり50円以上60円未満と、最も多い割合を占めていた。

(2) 有料化の実施における課題**① ごみ減量効果の持続**

有料化後2～3年以降、ごみが増加に転じていることから、効果を持続させる対策が必要である。

② 住民の理解と協力

有料化を導入しない理由に、「住民の賛成が得られない」としていることから、住民への説明を十分に行い、理解と協力を得ることが肝要である。

4 今後の対応

ごみ減量化を推進するための一つの方策として、ごみ処理有料化は有効であると考えられるが、円滑な実施には「住民の理解と協力」が肝要と考えられることから、県は先進事例等の情報を市町村に提供するなどにより、市町村が取り組むごみ減量化の推進を支援していくものとする。

『ごみ処理有料化に関する市町村調査結果』



福島県ごみ減量化・リサイクル
推進マスコットキャラクター
「リーフィングル」

平成18年1月

福島県生活環境部環境保全領域
一般廃棄物対策グループ

ごみ処理有料化に関する市町村調査結果

I 調査目的

福島県では、平成14年3月に策定した「福島県廃棄物処理計画」の見直しを行っているが、ごみ処理有料化に関する市町村の意向を把握し、ごみ減量化・リサイクルの推進方策を検討するため、県内全市町村(83)の状況を調査した。

II 調査期間

平成17年9月～10月(調査基準日:平成17年9月1日現在)

III 調査機関

福島県生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ

IV 調査及び集計方法

(i) 県内の全市町村(83)を対象に、生活系ごみ処理有料化(粗大ごみを除く)に関する設問への回答を求め、集計した。

なお、この調査で「ごみ処理有料化」とは、市町村が指定収集袋の販売価格に上乗せして住民から処理料金を徴収している場合とし、単に、指定収集袋の費用のみを住民が負担している場合は有料化には含めていない。

(ii) 市町村に対しての調査と併せて一部事務組合に対しても調査を行ったが、その回答については、構成市町村からの回答として扱い、概ね一括集約とした。集約できない項目については今後の参考として取り扱ったので、この調査結果には掲載していない。

V 調査結果

問1 ごみ処理有料化を実施していますか。

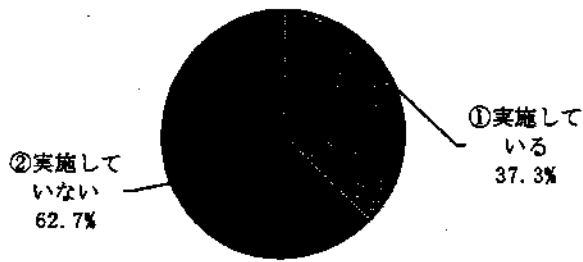
- ① いる。(開始時期: 年 月～) → 問2へ
 ② いない。 → 問15へ

83市町村のうち、31市町村(37.3%)がごみ処理有料化を実施しています。内訳は、2市15町14村であり、地域別で見ると、県中8、県南12、会津2、相双9となっています。

有料化の開始時期は、平成14年度5件、平成11年度8件、平成10年度1件、平成9年度1件、平成8年度8件、平成7年度6件などとなっています。

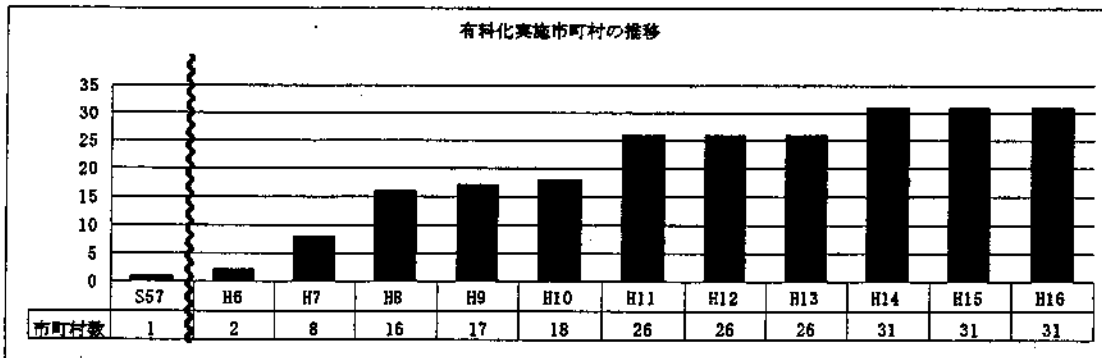
| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|----------|------|-------|
| ①実施している | 31 | 37.3 |
| ②実施していない | 52 | 62.7 |
| 合 計 | 83 | 100.0 |

| 有料化実施市町村 | 開始時期 |
|----------|-------|
| 1 熱塩加納村 | S57.4 |
| 2 北塩原村 | H6.4 |
| 3 三春町 | H7.10 |
| 4 棚倉町 | H7.11 |
| 5 矢祭町 | H7.11 |
| 6 塙町 | H7.11 |
| 7 鮫川村 | H7.11 |
| 8 飯館村 | H7.11 |



| 有料化実施市町村 | 開始時期 |
|----------|--------|
| 9 広野町 | H8.4 |
| 10 檜葉町 | H8.4 |
| 11 富岡町 | H8.4 |
| 12 川内村 | H8.4 |
| 13 大熊町 | H8.4 |
| 14 双葉町 | H8.4 |
| 15 浪江町 | H8.4 |
| 16 葛尾村 | H8.4 |
| 17 田村市 | H9.7 |
| 18 小野町 | H10.4 |
| 19 白河市 | H11.10 |
| 20 西郷村 | H11.10 |
| 21 表郷村 | H11.10 |
| 22 東村 | H11.10 |
| 23 泉崎村 | H11.10 |
| 24 中島村 | H11.10 |
| 25 矢吹町 | H11.10 |
| 26 大信村 | H11.10 |
| 27 石川町 | H14.10 |
| 28 玉川村 | H14.10 |
| 29 平田村 | H14.10 |
| 30 浅川町 | H14.10 |
| 31 古殿町 | H14.10 |

また、開始時期について年毎にまとめると次のとおりとなります。



問2 有料化の内容を教えてください。 → 問3へ

| | ごみの区分 | 収集袋の指定 | 指定袋の価格 | 特記事項 |
|-----|-------|--------|--------|------------------------------|
| 記入例 | 可燃ごみ | 透明ポリ袋 | 35円/袋 | 指定袋以外でも透明ポリ袋ならば収集する。記入としている。 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

ごみ処理有料化の方法は、指定収集袋方式であり、指定収集袋を可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに区分するとともに、大、小などサイズ別に設定しています。ごみ処理料金(袋代込み)としては、可燃ごみの大(約45L)で25~100円/袋となっています。

なお、資源ごみの袋については、ほとんどの市町村が、無料又は可燃ごみや不燃ごみよりも

安価としています。

また、一部の市町村においては、指定収集袋に名前を記入させているところがあります。

(具体的には次の表のとおりです。)

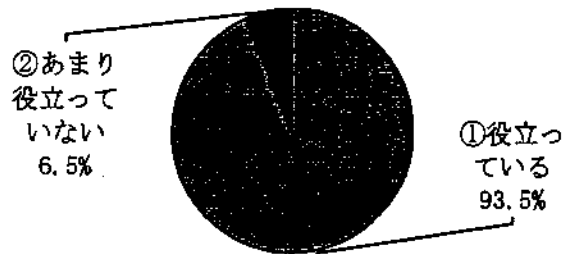
| | 市町村名 | 可燃ごみ | 価格(円) | 不燃ごみ | 価格(円) | 資源ごみ | 価格(円) |
|----|------------------|------|----------------------|------|----------------|------|---------------------------------------|
| 1 | 熱塩加納村 | ○ | 100 | | | | |
| 2 | 北塩原村 | ○ | 35 | | | | |
| 3 | 三春町 | ○ | 大:25 中:19 小:14 | ○ | 24 | ○ | 19 |
| 4 | 棚倉町 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 5 | 矢祭町 | ○ | 大:33.5 | ○ | 25 | ○ | 25~33.5 |
| 6 | 塙町 | ○ | 小:25 | ○ | | ○ | |
| 7 | 鮫川村 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 8 | 飯館村 | ○ | 大:50 小:25 | ○ | 50 | | |
| 9 | 広野町 | ○ | | ○ | | ○ | 25 |
| 10 | 楢葉町 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 11 | 富岡町 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 12 | 川内村 | ○ | 大:50 小:30 | ○ | 50 | ○ | |
| 13 | 大熊町 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 14 | 双葉町 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 15 | 浪江町 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 16 | 葛尾村 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 17 | 田村市(船引・常葉・都路行政局) | ○ | 大:50 小:33.3 | ○ | 40 | | |
| | 田村市(滝根・大越行政局) | ○ | 大:30 小:22 | ○ | 22 | | |
| 18 | 小野町 | ○ | 大:30 小:22 | ○ | 22 | ○ | 22 |
| 19 | 白河市 | ○ | | ○ | | | 12~18 (ごみ処理 手数料は 含んでいな い) |
| 20 | 西郷村 | ○ | | ○ | | | |
| 21 | 表郷村 | ○ | | ○ | | | |
| 22 | 東村 | ○ | 大:55 中:41.5 | ○ | 大:62 小:47 | | |
| 23 | 泉崎村 | ○ | 小:31 | ○ | | | |
| 24 | 中島村 | ○ | | ○ | | | |
| 25 | 矢吹町 | ○ | | ○ | | | |
| 26 | 大信村 | ○ | | ○ | | | |
| 27 | 石川町 | ○ | | ○ | | | |
| 28 | 玉川村 | ○ | | ○ | | | |
| 29 | 平田村 | ○ | 大:30.7 小:21.8 | ○ | 大:37.3 小:27 | | |
| 30 | 浅川町 | ○ | | ○ | | | |
| 31 | 古殿町 | ○ | | ○ | | | |

問3 ごみ処理有料化は、財政負担の軽減に役立っていますか。 → 問4へ

- ① 役立っている。
- ② あまり役立っていない。

ごみ処理有料化が財政負担の軽減に役立つとした市町村は29であり、93.5%を占めています。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|-------------|------|-------|
| ①役立っている | 29 | 93.5 |
| ②あまり役立っていない | 2 | 6.5 |
| 合 計 | 31 | 100.0 |



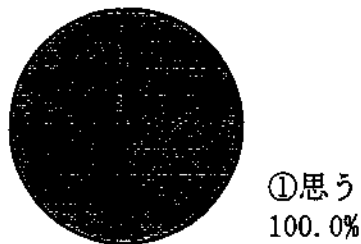
問4 ごみ処理有料化は、ごみ問題に係る住民意識の向上につながっていると思いますか。

→ 問5へ

- ① 思う。
- ② 思わない。

ごみ処理有料化が住民意識の向上につながるとした市町村は、すべての31でした。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|-------|------|-------|
| ①思う | 31 | 100.0 |
| ②思わない | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 31 | 100.0 |

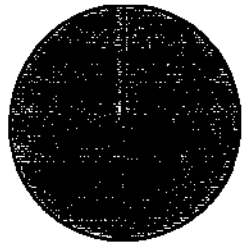


問5 ごみ処理有料化は、ごみの排出量に応じた費用負担の公平化が図られていると思いますか。 → 問6へ

- ① 思う。
- ② 思わない。

ごみ処理有料化が費用負担の公平化に有効とした市町村は、すべての31でした。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|-------|------|-------|
| ①思う | 31 | 100.0 |
| ②思わない | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 31 | 100.0 |



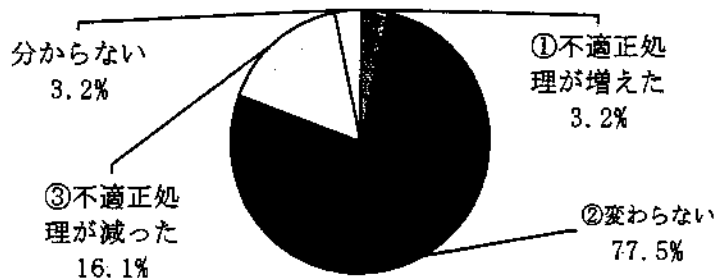
①思う
100.0%

問6 ごみ処理有料化を行うと不法投棄や野外焼却等不適切な処理が増えるとの意見がありますが、有料化を実施後不適正処理は増えましたか。 → 問7へ

- ① 不適正処理が増えた。
- ② 変わらない。
- ③ 不適正処理が減った。

ごみ処理有料化による不適正処理数の変化については、「変わらない」とした市町村が24(77.5%)と最も多く、有料化する時の課題と考えられている不法投棄等の増加があったのは1市町村だけとなっています。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|------------|------|-------|
| ①不適正処理が増えた | 1 | 3.2 |
| ②変わらない | 24 | 77.5 |
| ③不適正処理が減った | 5 | 16.1 |
| 分からない | 1 | 3.2 |
| 合 計 | 31 | 100.0 |

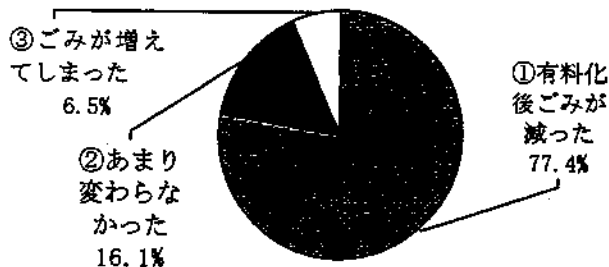


問7 ごみ処理有料化により、ごみが減りましたか。

- ① 有料化後ごみが減った。 → 問8へ
- ② あまり変わらなかった。 → 問12へ
- ③ ごみが増えてしまった。 → 問12へ

ごみ処理有料化によるごみ排出量の変化については、「減少」が24市町村(77.4%)と最も多く、減量化の効果が表れているものと考えられます。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|-------------|------|-------|
| ①有料化後ごみが減った | 24 | 77.4 |
| ②あまり変わらなかった | 5 | 16.1 |
| ③ごみが増えてしまった | 2 | 6.5 |
| 合 計 | 31 | 100.0 |



問8 有料化実施前と後では具体的にどの程度ごみが減りましたか。 → 問9へ

有料化後にごみが減ったと答えた24市町村のうち、20市町村から回答があり、約50%～1.7%の範囲で減少しています。

| 市町村名 | 回 答 |
|--------|---|
| 1 田村市 | 有料化当初は約20%減ったが、現在は増加しており、有料化当時よりごみ量は増えている。 |
| 2 北塩原村 | およそ1/2になった。 |
| 3 白河市 | |
| 4 西郷村 | |
| 5 表郷村 | |
| 6 東村 | (西白河地方衛生処理一部事務組合調査) 有料化実施により、前年度に比べ1.7%減った。 |
| 7 泉崎村 | |
| 8 矢吹町 | |
| 9 大信村 | |
| 10 棚倉町 | |
| 11 矢祭町 | (東白衛生処理組合調査) 有料化実施により、前年度に比べ18.5%減った。 |
| 12 塙町 | |
| 13 鮫川村 | |
| 14 広野町 | |
| 15 楢葉町 | |
| 16 富岡町 | |
| 17 川内村 | (双葉地方広域市町村圏組合調査) 平成7-8年度を比較すると2.77%(約512t)減少。 |
| 18 大熊町 | |
| 19 双葉町 | |
| 20 葛尾村 | |

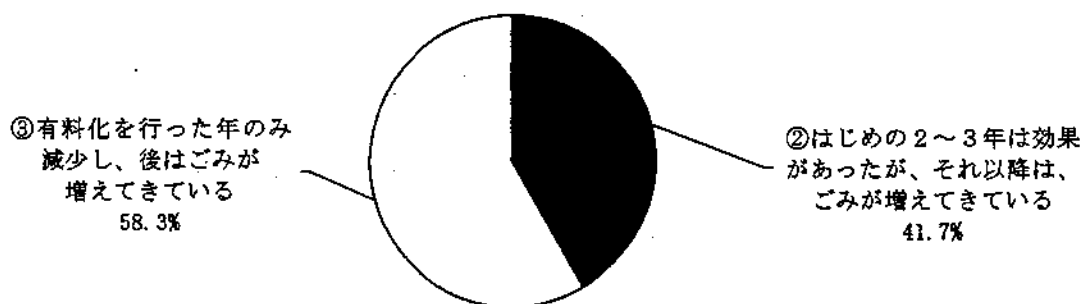
※4市町村が未回答です。

問9 有料化後ごみ減量化の状況を教えてください。

- ① 現在も順調にごみが減ってきている。 → 問10へ
- ② はじめの2～3年は効果があったが、それ以降は、ごみが増えてきている。
→ 問11へ
- ③ 有料化を行った年のみ減少し、後はごみが増えてきている。 → 問11へ

有料化後にごみが減ったと答えた24市町村のうち、「現在も順調に減少」はゼロであり、「有料化直後の1年だけ減少」が14(58.3%)と最も多く、次いで「2～3年以降は増加」が10(41.7%)でした。減量化の効果の持続に課題があるものと考えられます。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|-----------------------------------|------|-------|
| ①現在も順調にごみが減ってきている | 0 | 0.0 |
| ②はじめの2～3年は効果があったが、それ以降はごみが増えてきている | 10 | 41.7 |
| ③有料化を行った年のみ減少し、後はごみが増えてきている | 14 | 58.3 |
| 合 計 | 24 | 100.0 |



問10 順調にごみが減ってきている理由はどこにあると思いますか。 → 問19へ

該当ありませんでした。

問11 ごみ減量の効果が続かなかった理由はどこにあると思いますか。 → 問13へ

ごみ処理有料化によるごみ排出量の減量効果が続かなかった理由は、次の表のとおりです。主なものは、ダイオキシン類の規制による小型焼却炉の廃止時期と重なったこと、有料化への慣れによること、生活様式の変化・個人消費の増加等があげられています。

| 市町村名 | 回 答 |
|--------|---|
| 1 田村市 | 有料化という部分に慣れてしまい、お金がかかるからごみを減らそうという意識は少なくなっているからだと思われる。 |
| 2 北塩原村 | 有料化の直後、ごみの減量化が図られたが、その後のごみ排出量に変化がないため。(問9で“②はじめの2～3年は効果があったが、それ以降はごみが増えてきている”と回答したが、実際はほぼ横ばいの状態である。) |
| 3 白河市 | ごみ有料化の実施後、平成12年1月からダイオキシン類対策特別措置法の施行により、小型焼却炉が規制対象となり、事業系可燃ごみが増加した。また、平成13年4月からは、廃棄物処理法で「焼却禁止」されるなど、ごみの自己処理に対する規制が要因となった。 |
| 4 西郷村 | |
| 5 表郷村 | |
| 6 東村 | |
| 7 泉崎村 | |
| 8 矢吹町 | |
| 9 大信村 | |
| 10 棚倉町 | |
| 11 矢祭町 | 有料化実施後ごみは減量になったが、少しずつ増えてはきているが実施前までの数値にはまだなっていない。 |
| 12 塙町 | |
| 13 鮫川村 | |
| 14 石川町 | 有料化と同時に分別収集も開始したため、1～2年は効果があったが年々分別が手抜きになり、可燃ごみに廻っている。 |
| 15 玉川村 | ごみの有料化と同時に分別収集も開始した。当初数年はかなり効果があったが、最近では分別が雑になり可燃ごみが増加している。 |
| 16 平田村 | ごみの有料化と同時に分別収集も始まったため、1～2年は効果があったが、最近では分別が手抜きになり可燃ごみに廻っている。 |
| 17 広野町 | 商品を包装している部分が多いため、個人消費が増えればごみ有料化にかかわらずごみ減量につながらない。 核家族の増大(人口が減っても世帯数が増えている) 二世帯住宅等により生活様式が変化している。 |
| 18 檜葉町 | 商品を包装している部分が多いため、個人消費が増えればごみ有料化にかかわらずごみ減量につながらない。 核家族の増大(人口が減っても世帯数が増えている) 二世帯住宅等により生活様式が変化している。 |
| 19 富岡町 | 個人消費の増。 |
| 20 川内村 | 商品を包装している部分が多いため、個人消費が増えればごみ有料化にかかわらずごみ減量につながらない。 核家族の増大(人口が減っても世帯数が増えている) 二世帯住宅等により生活様式が変化している。 |
| 21 大熊町 | 商品の過剰包装と個人消費の増加が考えられる。 |
| 22 双葉町 | ごみを減量するという一人ひとりの自覚と認識不足。 |
| 23 葛尾村 | 商品を包装している物が増えてきているため。又、生活様式の変化。 |
| 24 飯館村 | 可燃ごみ…生ごみ類の増加にあると思われる。 不燃ごみ…プラスチック製品の普及 ・平成13年環境基準の改正(ダイオキシン対策)により、家庭の焼却炉による処理ができなくなったため。 |

問12 有料化を実施してあまり効果がなかった理由はどこにあると思いますか。

→ 問13へ

ごみ処理有料化後、ごみ排出量が「変化なし」、「増加」と答えた7市町村の意見は、次の表のとおりであり、料金負担が少額であることなどがあげられています。

| 市町村名 | 回 | 答 |
|---------|---|---|
| 1 熱塩加納村 | | 農村部のため、生ごみはコンポスト等の利用による堆肥化が図られており、直接的な減量化にはつながっていない。 |
| 2 中島村 | | 袋や搬入時の費用の発生 |
| 3 浅川町 | | はじめの1~2年は多少効果あったが、それ以降は多少可燃ごみが増え、不燃ごみが少なくなった。 |
| 4 古殿町 | | 生活環境にはあまり効果が見られないから。 |
| 5 三春町 | | 有料化とH13. 4月より野焼きが禁止されたこともあり、ごみ問題への関心が高まり、農村部でゴミの排出量が増えていたが、最近は横ばいである。 |
| 6 小野町 | | 毎日ごみが出るため、袋の料金負担が鈍化したものと思われる。 また、料金の負担が少ないように思われる。 |
| 7 浪江町 | | 商品を包装している部分が多いため、個人消費が増えればごみ有料化にかかわらずごみ減量につながらない。 |

問13 有料化によりごみ減量化の効果を得られなかった後、どのような対策を講じましたか。また、その効果はいかがでしたか。(対策を講じている場合は問19へ、対策を講じていない場合、問14へ)

ごみ処理有料化後、ごみ減量化の効果が持続しなかった、又は効果が表れなかった31市町村の対策状況は次の表のとおりです。

「対策実施」が27市町村であり、その内容は広報誌等による住民へのごみ減量・分別の啓発、生ごみ処理機の補助などです。

《対策あり》

| 市町村名 | 回 | 答 |
|---------|---|--|
| 1 田村市 | | 広報やチラシを通じて啓発を行っているが、効果は上がっていない。 |
| 2 熱塩加納村 | | 資源ごみの分別収集に積極的に取り組むことにより、相対的な可燃、不燃ごみの減量化に努めている。 |
| 3 北塩原村 | | 資源物の収集区分を追加した。→15%程減少した。 |
| 4 白河市 | | 広報誌等によりごみ減量や分別に心がけるよう啓発した。 |
| 5 西郷村 | | |
| 6 表郷村 | | |
| 7 東村 | | |
| 8 泉崎村 | | |
| 9 矢吹町 | | |
| 10 大信村 | | |
| 11 棚倉町 | | ・有料化を実施しなければ減量化は図れないと思う。 ・ごみの排出量自体が増えてると思う。 |
| 12 矢祭町 | | |
| 13 塙町 | | |
| 14 鮫川村 | | |

《対策あり》

| | | |
|----|-----|--|
| 15 | 浅川町 | ①包装は簡単なもの ②再利用できる容器 ③マイバッグを持参 ④生ごみを出さない工夫 等 |
| 16 | 古殿町 | 生ごみ処理機に係る補助を行っている。 |
| 17 | 三春町 | H10年4月より容器包装リサイクル法に基づいた分別を開始し、さらなる資源ごみ分別の協力をお願いしたことにより、ここ2、3年では若干ではあるが減少している。 |
| 18 | 小野町 | 分別の細分化による不燃ごみの減量に効果があった。ビンとペットの混合収集からビン(無色、茶色、その他のビン)、ペットボトルの4種へ。 |
| 19 | 広野町 | 住民に対してPR活動を実施し、リサイクル品目の増大を図った。(容器包装リサイクル法に基づいた分別収集を徹底し、ごみリサイクル化を推進する。) |
| 20 | 楢葉町 | 住民に対してPR活動を実施し、リサイクル品目の増大を図った。(容器包装リサイクル法に基づいた分別収集を徹底し、ごみリサイクル化を推進する。) |
| 21 | 富岡町 | 住民に対するPR活動 |
| 22 | 川内村 | 住民に対してPR活動を実施し、リサイクル品目の増大を図った。(容器包装リサイクル法に基づいた分別収集を徹底し、ごみリサイクル化を推進する。) |
| 23 | 大熊町 | ごみの分別収集とリサイクルかを推進する。 リサイクル品目の増を図った。 |
| 24 | 双葉町 | 住民に対してPR活動を実施。 |
| 25 | 浪江町 | 住民に対してPR活動(広報誌、チラシ)を実施し、リサイクル品目(古紙類の分別回収)の増大を図った。 |
| 26 | 葛尾村 | 住民に対してPR活動を実施し、リサイクル品目の増大を図った。(容器包装リサイクル法に基づいた分別収集を徹底し、ごみリサイクル化を推進する。) |
| 27 | 飯舘村 | ・ごみ処理の徹底とリサイクルの推進(地域のリサイクル団体での回収、それに伴うバックアップ) →紙類及び容器包装類のリサイクル収集量の増加。しかし、可燃ごみ…不燃ごみの収集量は減少せず、逆に年々増加傾向。 |

《対策なし》

| | 市町村名 | 回 | 答 |
|---|------|---|----------------------|
| 1 | 中島村 | | 特に実施なし。 |
| 2 | 石川町 | | 対策を講じていない。 |
| 3 | 玉川村 | | 具体的な対策は講じてないが検討中である。 |
| 4 | 平田村 | | 対策を講じていない。 |

問14 問13で対策を講じていない場合、今後どのような対策を講じる予定ですか。
→ 問19へ

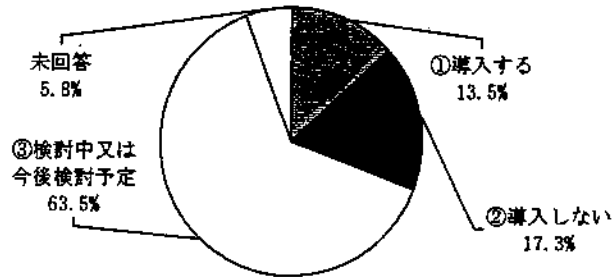
前問で「対策未実施」と答えた4町村の今後の予定は次の表のとおりであり、ごみ処理手数料(収集袋料金)の値上げなどがあげられています。

| | 市町村名 | 回 | 答 |
|---|------|---|---------------------------------------|
| 1 | 中島村 | | 現在検討中 |
| 2 | 石川町 | | ごみ処理手数料(収集袋料金)の値上げ、住民への指導 |
| 3 | 玉川村 | | 住民への指導(分別収集の徹底) ごみ処理手数料(収集袋料金)の値上げ |
| 4 | 平田村 | | ごみ処理手数料(収集袋料金)の値上げ、住民への指導 |

問15 国の基本方針ではごみ処理有料化の推進を図るべきとされましたが、今後、ごみ処理有料化を導入しますか。
① 導入する。 → 問16へ
② 導入しない。 → 問17へ
③ 検討中又は今後検討予定。 → 問18へ

現在、ごみ処理有料化を実施していない52市町村におけるごみ処理有料化導入に関する考えは、「検討中・検討予定」が33(63.5%)と最も多く、次いで「導入しない」が9(17.3%)、「導入する」が7(13.5%)の順になっています。

| 回 | 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|---|-------------|------|-------|
| ① | 導入する | 7 | 13.5 |
| ② | 導入しない | 9 | 17.3 |
| ③ | 検討中又は今後検討予定 | 33 | 63.5 |
| | 未回答 | 3 | 5.7 |
| | 合計 | 52 | 100.0 |



“①導入する”市町村

| | |
|---|------|
| 1 | 二本松市 |
| 2 | 安達町 |
| 3 | 大玉村 |
| 4 | 白沢村 |
| 5 | 岩代町 |
| 6 | 東和町 |
| 7 | 磐梯町 |

“②導入しない”市町村

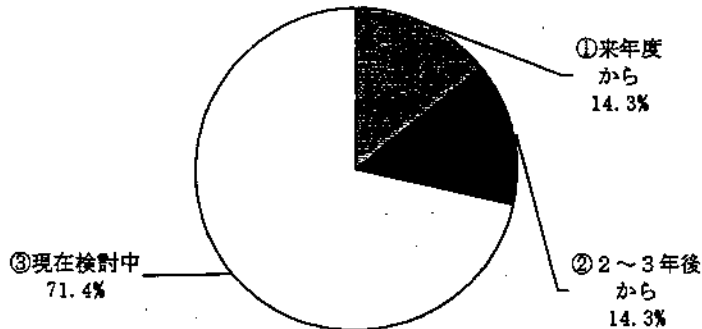
| | |
|---|-------|
| 1 | 郡山市 |
| 2 | いわき市 |
| 3 | 伊達町 |
| 4 | 川俣町 |
| 5 | 檜枝岐村 |
| 6 | 只見町 |
| 7 | 山都町 |
| 8 | 猪苗代町 |
| 9 | 会津高田町 |

問16 いつ頃導入予定ですか。 → 問18へ

- ① 来年度から
- ② 2～3年後から
- ③ 現在検討中

前問で、今後、ごみ処理有料化を「導入する」と答えた7市町村について、実施時期は、「現在検討中」が5(71.4%)と最も多く、「2～3年後」と「来年度」がそれぞれ1となっています。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%) |
|----------|------|-------|
| ①来年度から | 1 | 14.3 |
| ②2～3年後から | 1 | 14.3 |
| ③現在検討中 | 5 | 71.4 |
| 合 計 | 7 | 100.0 |



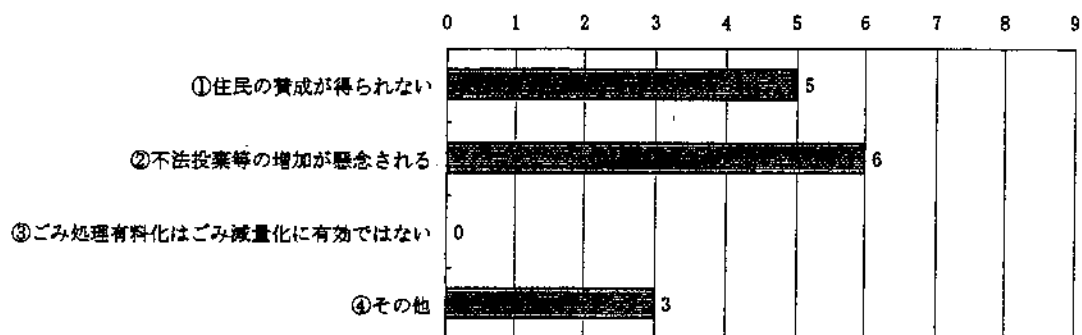
問17 ごみ処理有料化導入に関し、何が障害となっておりますか。(複数回答可) → 問18へ

- ① 住民の賛成が得られない。
- ② 不法投棄等の増加が懸念される。
- ③ ごみ処理有料化はごみ減量化に有効ではない。
- ④ その他

問15で、ごみ処理有料化を「導入しない」とした9市町村における有料化導入に関する問題点は、「不法投棄等の増加の懸念」6件、「住民の賛同が得られない」5件等となっています。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%)※ |
|-----------------------|------|--------|
| ①住民の賛成が得られない | 5 | 55.6 |
| ②不法投棄等の増加が懸念される | 6 | 66.7 |
| ③ごみ処理有料化はごみ減量化に有効ではない | 0 | 0.0 |
| ④その他 | 3 | 33.3 |

※N(分母)=9



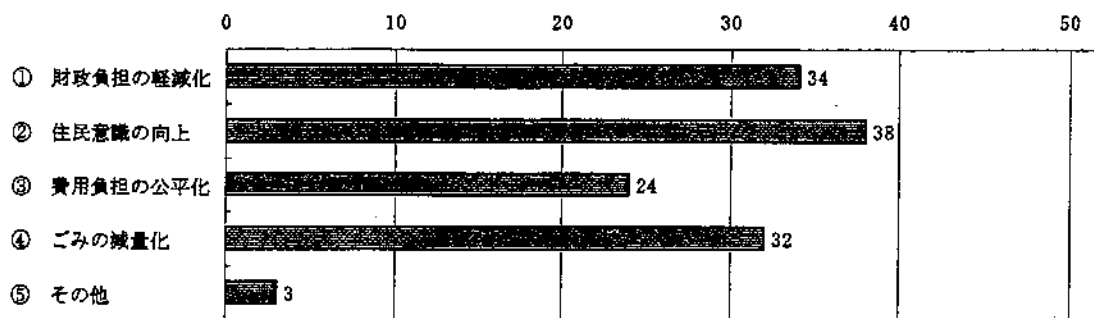
問18 ごみ処理有料化により、次のことは有効であると考えますか。有効であると思われるものを選択してください。(複数回答可) → 問19へ

- ① 財政負担の軽減化
- ② 住民意識の向上
- ③ 費用負担の公平化
- ④ ごみの減量化
- ⑤ その他

現在、ごみ処理有料化を実施していない52市町村がごみ処理有料化の効果として考えているものは、「住民意識の向上」が38(73.1%)、「財政負担の軽減」が34(65.4%)、「ごみの減量化」が32(61.5%)などとなっています。

| 回 答 | 市町村数 | 割合(%)※ |
|------------|------|--------|
| ① 財政負担の軽減化 | 34 | 65.4 |
| ② 住民意識の向上 | 38 | 73.1 |
| ③ 費用負担の公平化 | 24 | 46.2 |
| ④ ごみの減量化 | 32 | 61.5 |
| ⑤ その他 | 3 | 5.8 |

※N(分母)=52



問19 ごみ処理有料化をする場合、通常は指定袋を有料にすることにより行っていますが、袋の価格としていくぐらいが適当と考えられますか。また、その理由を教えてください。 → 問20へ

円/袋

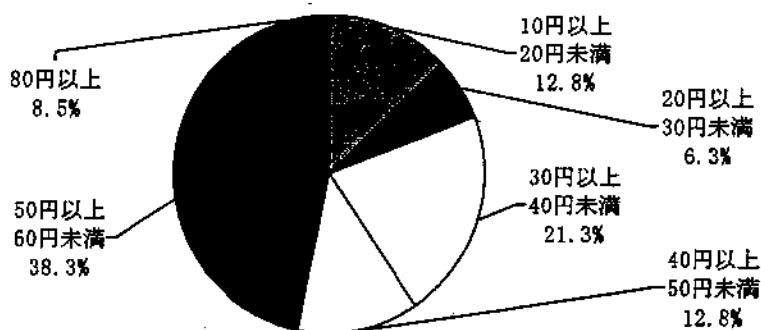
理由:

ごみ処理有料化において、収集袋の適正な価格についての意見は、10～100円/袋の範囲ですが、50～60円/袋と答えた市町村が18(38.3%)と最も多くなっています。適正な価格の理由として、市町村の意見を要約すると、次のとおりです。

- ① ごみ処理経費の10～50%の範囲で住民の負担を求めることが望ましい。
- ② 1世帯当たりの1ヶ月の負担上限(300円～500円)から料金を設定することとしたい。
- ③ 近隣町村の料金に合わせていきたい。
- ④ 住民のごみ処理への関心とごみ減量化の意識向上が図れる金額が望ましい。

〈収集袋の適正な価格〉

| 価格 | 10円以上 20円未満 | 20円以上 30円未満 | 30円以上 40円未満 | 40円以上 50円未満 | 50円以上 60円未満 | 60円以上 80円未満 | 80円以上 | 合計 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 市町村数 | 6 | 3 | 10 | 6 | 18 | 0 | 4 | 47 |
| 割合(%) | 12.8 | 6.3 | 21.3 | 12.8 | 38.3 | 0.0 | 8.5 | 100.0 |



各市町村の意見は次の表のとおりです。

| 市町村名 | 円/袋 | 回 答 |
|---------|-----|--|
| 1 福島市 | - | 現在、まだ検討段階であり、金額設定の根拠を何にするのかも未定なため、現段階では算出できない。 |
| 2 会津若松市 | - | ごみ処理有料化に関しては、今後検討予定であり、指定袋の価格についても現段階では算出していないが、ごみ減量化の効果を考えた場合、あまり安くしても効果が少ないと考えられるし、また高すぎると不法投棄などの問題が生じると考えられることから地域住民のごみ処理に対する意識を十分考慮して設定することが必要であると考えている。 |

| 市町村名 | 円/袋 | 回 答 |
|---------|-------|---|
| 3 郡山市 | - | <p>ごみ処理有料化に期待する効果や課金体系にもよると思われますが、次の状況でありますので、適当な価格帯の検討には至っておりません。</p> <p>本市においては、平成14年度から「ごみ出しルール対話集会」を市内各所で随時開催し、更なるごみ減量とリサイクル推進のため、ペットボトルとプラスチック類の毎週収集の実施、併せて燃えないごみを月2回から月1回へ収集回数を減らすなどの多くの市民からの提言を実行に移し、市が収集する可燃ごみ・不燃ごみは減少し、資源物であるペットボトルとプラスチック類は大幅な増加をみており、ごみ処理有料化とは異なる方法で、ごみ減量とリサイクルに取り組んでいるところであります。</p> <p>また、「ごみ出しルール対話集会」において、市民からは、全国的なごみ有料化が進行しているが、郡山市も有料化するのか、すくなくとも郡山市には有料化しなければならない理由があるとは思えないという根強い反対意見があり、市民の賛成が得られにくいと判断しております。</p> <p>こうした声は、本市が有するごみ焼却施設及び埋立処分場は、現在のところ十分に余裕があり、窮迫していないという背景があります。</p> <p>従って、ごみ有料化とは異なる手法でごみ処理とリサイクル推進に取り組んでいる現段階では、ごみ処理有料化導入を検討する段階にないと判断しております。</p> |
| 4 いわき市 | - | 検討しておらず、具体的な金額は想定できない。 |
| 5 白河市 | 55 | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 6 原町市 | - | わからない(有料化実施市町村等を参考に検討していきたい) |
| 7 須賀川市 | - | (袋の容量によりそれぞれ異なる価格設定とする。)ごみに対して住民意識の向上が図られ、また、理解を協力が得られる料金であること。 |
| 8 喜多方市 | 30 | 袋の製造費用を10円/袋とし、有料分を20円とした。収集運搬費が10円/袋、処分費分を10円とする。 |
| 9 相馬市 | - | ごみ処理の有料化については、今後の検討課題としており、現時点での回答は控えさせていただきます。 |
| 10 二本松市 | 30円程度 | 平成16年度の処理経費から算出すると1枚あたり56円となるが、現在の販売価格からすると約4倍強となるため、現在の価格の2倍程度が妥当と考えられる。 |
| 11 田村市 | 50 | どの部分に住民負担を強いるかという事になると思うが、現在までごみ処理にかかる経常経費の2割～3割を受益者に負担していただくということで整理している。 |
| 12 桑折町 | 40 | 現在袋代は10円前後(容量により異なる)、有料化を実施すれば1枚40円くらいになる。理由～だいたいの見当です。 |
| 13 伊達町 | 35 | あまり高いと住民から理解が得られないし、不法投棄や野外焼却等の不適切な処理につながる恐れがある。(1枚当たり1円が妥当か) |
| 14 国見町 | - | <p>具体的な検討をしていないため分からない。ちなみに指定袋は既に導入しているが、ごみ処理有料化分は含んでいない。</p> <p>ごみ袋の標準販売価格(消費税別)可燃ごみ用 20枚入 45% 220円 30% 186円</p> <p>資源専用 10枚入 45% 105円 30% 95円 20% 73円</p> |

| | 市町村名 | 円/袋 | 回 答 |
|----|-------|-------|---|
| 15 | 梁川町 | 10 | ごみ処理に係る年間経費は、約115,000千円、1袋当たり140円程度であり、その1割程度。 参考 可燃ごみ袋45ℓ(20枚)231円 可燃ごみ袋30ℓ(20枚)195円 資源ごみ袋45ℓ(10枚)110円 資源ごみ袋30ℓ(10枚)99円 資源ごみ袋20ℓ(10枚)76円 (販売手数料は含まず) |
| 16 | 保原町 | 10 | 負担軽減のため、段階的に引き上げるのが望ましい。 |
| 17 | 靈山町 | - | 具体的な検討をしていないため分からない。 |
| 18 | 月舘町 | 10 | 現在、可燃ごみ、資源物の指定袋とも1枚10円以内としている。 |
| 19 | 川俣町 | 10 | 有料化によるごみ処理手数料を一般的な袋の価格と同額見込んだ。 |
| 20 | 飯野町 | - | わかりません。 |
| 21 | 安達町 | 30円程度 | 平成16年度の処理経費から算出すると1枚あたり56円となるが、現在の販売価格からすると約4倍強となるため、現在の価格の2倍程度が妥当と考えられる。 |
| 22 | 大玉村 | 30円程度 | 平成16年度の処理経費から算出すると1枚あたり56円となるが、現在の販売価格からすると約4倍強となるため、現在の価格の2倍程度が妥当と考えられる。 |
| 23 | 本宮町 | 50 | ・一世帯あたり、1ヶ月の負担上限を500円としたい。(一世帯あたりの平均使用枚数=10枚) ・住民の負担意識を考えたときに、20枚1巻=1,000円が適当であり、ごみの減量化に対する意識改革に有効な金額と思われる。 |
| 24 | 白沢村 | 30円程度 | 平成16年度の処理経費から算出すると1枚あたり56円となるが、現在の販売価格からすると約4倍強となるため、現在の価格の2倍程度が妥当と考えられる。 |
| 25 | 岩代町 | 30 | 平成16年度の処理経費から算出すると1枚あたり56円となるが、現在の販売価格からすると約4倍強となるため、現在の価格の2倍程度が妥当と考えられる。 |
| 26 | 東和町 | 30円程度 | 平成16年度の処理経費から算出すると1枚あたり56円となるが、現在の販売価格からすると約4倍強となるため、現在の価格の2倍程度が妥当と考えられる。 |
| 27 | 鏡石町 | - | 袋の価格については、周囲の市町村の状況を勘案して設定したい。 |
| 28 | 天栄村 | - | 今後実施済の市町村を参考にして決めたい。 |
| 29 | 田島町 | - | ごみ処理経費のうち、行政と住民の負担すべき経費の分担を明確にし、住民の負担が適切にあるものに対する有料化を導入すべきと考えるが、具体的にはまだ検討していないので算定できない。(算定例:ゴミが減量化されることによって軽減される経費を、使用される袋数で除した額を加算する。) |
| 30 | 下郷町 | 35 | 20枚入りで700円となるが、住民負担として妥当だと考える。 |
| 31 | 舘岩村 | 40 | 現在、袋1枚の価格が20円程度であり、同額を有料加算する。 |
| 32 | 檜枝岐村 | - | 分からない。 |
| 33 | 伊南村 | - | 今のところ算出できません。 |
| 34 | 南郷村 | - | 分からない。現在は10枚入りが200円程度で販売されている。 |
| 35 | 只見町 | - | 分からない。 |
| 36 | 熱塩加納村 | 100 | 住民の意識高揚を図るためにも、ごみ処理にかかる経費の3割程度までは、排出量に応じて受益者が直接負担するのが望ましい。 |

| | 市町村名 | 円/袋 | 回 | 答 |
|----|-------|------------|---|--|
| 37 | 北塩原村 | 35 | | 現在、当村で販売する価格であり、住民からは高いという声もあるが、意識の向上という面を考えると、ある程度高い価格設定も必要と思う。 |
| 38 | 塩川町 | - | | 分からない。(参考)町の指定ごみ袋 可燃ごみ袋(小)14.4円/枚、不燃ごみ袋(小)15.4円/枚 |
| 39 | 山都町 | 15.6 | | ごみ袋は指定の袋を町内の商店から各自購入してもらっている。指定袋以外で出されたものは収集しない。 |
| 40 | 西会津町 | - | | どの程度の額が妥当なのかはよく解らないが、、、基本的には家庭から排出されるごみの処理に要する経費(具体的には①収集運搬②焼却等中間処理③埋立等最終処分)等から負担を求める額を算定するのが適当と考える。 |
| 41 | 高郷村 | - | | 未定です。 |
| 42 | 警梯町 | 20 | | 他の例を参考にしたが、あまり高すぎてもいけないと考えた。 |
| 43 | 猪苗代町 | - | | 全てのごみ処理経費を指定袋の価格に反映させると1袋あたりの単価は非常に高額となるため、一概には言えない。 |
| 44 | 会津坂下町 | 100 | | ある程度町に手数料として入り、財政負担の軽減につながるから。 |
| 45 | 湯川村 | 20 | | 村で収集している可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回。一回に2袋使用しても年216袋。一世帯年間4,000円程度の負担。 |
| 46 | 柳津町 | 80 | | 1kgにつき10円の手数料プラス製作料。 |
| 47 | 河東町 | - | | わからない。実際に実施している市町村の状況を参考にすべきと考えます。 |
| 48 | 会津高田町 | - | | 分からない。 |
| 49 | 会津本郷町 | - | | 分からない。 |
| 50 | 新鶴村 | - | | 分からない。 |
| 51 | 三島町 | 10 | | 現在の当町のごみ処理のうち、住民負担分を10分の1程度、1人あたりのごみ袋の年間仕様枚数を100枚とすると、1袋あたり10円とするのが適当ではないかと考えられる。 |
| 52 | 金山町 | - | | わからない。今後検討します。 |
| 53 | 昭和村 | - | | 見当がつかない。 |
| 54 | 西郷村 | 55 | | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 55 | 表郷村 | 55 | | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 56 | 東村 | 55 | | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 57 | 泉崎村 | 55 | | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 58 | 中島村 | 90 | | クリーンセンターに個人搬入すると10kg当たり90円なので、それと同程度とする。(その場合、袋をビニールから多少丈夫な塩ビ素材とする。) |
| 59 | 矢吹町 | 55 | | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 60 | 大信村 | 55 | | ごみ処理経費の半額程度(ごみ処理手数料として10円/kg)を住民に負担することが望ましいと考える。 |
| 61 | 棚倉町 | (大)50(小)30 | | 応分の費用負担のため。 |
| 62 | 矢祭町 | (大)50(小)30 | | 応分の費用負担のため。 |
| 63 | 塙町 | (大)50(小)30 | | 応分の費用負担のため。 |
| 64 | 鮫川村 | (大)50(小)30 | | 応分の費用負担のため。 |
| 65 | 石川町 | 40 | | ごみ処理経費の一部負担を見直すとともに、ごみ処理への関心とごみ減量化の意識を住民にもってほしいため。 |

| | 市町村名 | 円/袋 | 回 答 |
|----|------|-----------------------|---|
| 66 | 玉川村 | 40 | ごみ減量化の認識を住民にもってもらいたい。 ごみ処理経費の一部負担の見直し。 |
| 67 | 平田村 | 40 | ごみ処理経費の一部負担を見直す。ごみ処理への関心とごみ減量化の意識を高めるため。 |
| 68 | 浅川町 | 大:40 小:30 | 指定袋は可燃と不燃 45リットルと30リットル各とも2種類あり (大)45リットルは4kgのごみが入ると見込まれることから40円(1kg当たり10円) (小)30リットルは3kgのごみが入ると見込まれることから30円(1kg当たり10円) |
| 69 | 古殿町 | - | 適当とする価格が思いつきません。 |
| 70 | 三春町 | - | ごみ処理は広域的に実施しているので、近隣市町の価格に今後あわせていきたいと考えている。(現況は三春町が安い) |
| 71 | 小野町 | 30~50 | 指定袋の料金については、各町村でバラつきがあるが、今後統一していく価格として1枚当たり30円~50円が適当と考えられる。 |
| 72 | 広野町 | - | 指定袋の価格(ごみ処理有料化の料金)は、自治体ごとの方針によるものなので、適正料金の提示は難しいと思われる。 |
| 73 | 檜葉町 | - | 指定袋の価格(ごみ処理有料化の料金)は、自治体ごとの方針によるものなので、適正料金の提示は難しいと思われる。 |
| 74 | 富岡町 | 25 | 資源ごみが1袋25円となっており、この価格に全て統一したい。また、袋も1種類ですべてに使用できることが望ましい。 |
| 75 | 川内村 | - | 指定袋の価格(ごみ処理有料化の料金)は、自治体ごとの方針によるものなので、適正料金の提示は難しいと思われる。 |
| 76 | 大熊町 | 50 | 50円/袋はごみ処理経費の40%を見込んだ。 |
| 77 | 双葉町 | (大)50(小)30 | 現在の価格が妥当だと思う。 |
| 78 | 浪江町 | - | 各自治体の現状などもあるので、どのくらいが適正料金とはいえないのではないかと。 |
| 79 | 葛尾村 | 25-50円以内 (10枚組で販売) | 本村は双葉地方広域市町村圏組合で、郡内統一価格で販売しているが、袋の大きさもあるので一概には提示できないが、現在の購入価格が適当かと思われる。 |
| 80 | 新地町 | - | 有料化の方法についても検討中。 |
| 81 | 鹿島町 | - | 分からない(有料化実施市町村等を参考に検討していきたい) |
| 82 | 小高町 | - | 分からない(有料化実施市町村等を参考に検討していきたい) |
| 83 | 飯舘村 | 50 | あまり高いと不法投棄の増加が懸念される。ごみの分別を進め、リサイクルの仕上げとしてごみ袋の料金を考えるべきでは |

問20 ごみ処理有料化についての意見等を記載願います。

ごみ処理有料化に関する意見については、「ごみ処理有料化の有効性」、「住民の理解・意識向上」、「先進事例等の情報の必要性」などがあげられており、具体的には次の表のとおりです。

| | 市町村名 | 回 答 |
|---|------|--|
| 1 | 須賀川市 | 当市では、当分の間、分別の周知徹底や集団資源回収の拡大に努め、ごみ減量化や再資源化を図っていく所存ですが、有料化を実施する際には、住民の合意形成が最大の課題になると考えていますので、この点についての先進的な事例の情報提供をお願いいたします。 |
| 2 | 喜多方市 | 平成13年度に指定袋化を実施し、一定のごみ減量化ができた。そのため、すぐに有料化を導入することは考えていない。 |

| | 市町村名 | 回 答 |
|----|-------|---|
| 3 | 相馬市 | ごみ処理の有料化を行っている自治体の事例集や、有料化における効果の集計された資料等があれば、今後の検討の参考にしたいので、いただけたらと思います。よろしくお願いします。 |
| 4 | 二本松市 | 問18のとおりと考えられるので有料化すべきと思われる。 |
| 5 | 田村市 | 現在、合併し田村市となりましたが、市内で料金が統一されておらず、適正な料金設定を検討しております。県として、どの程度の負担が適当なのか検討していただけると助かります。 |
| 6 | 桑折町 | ごみ問題は行政の責任だけでなく、ごみを出す人にも意識をもって分別に取り組んでもらう必要があり、ごみ処理有料化はごみの減量化を進める手段として有効だと思ふ。 |
| 7 | 伊達町 | 生活環境や社会情勢をふまえると、今後検討すべき対象となるものと思われる。 |
| 8 | 保原町 | これまでは「いかにごみを焼却し、埋め立てして処分する」ということで行政が処分してきた。ごみ問題は行政だけで解決できる問題ではなく、ごみを出す人一人一人が考えるべき問題である。「ごみゼロ社会の実現」をめざすために、行政・住民・企業が力を合わせ、ごみを減少し、リサイクルをすすめるかが課題となる。すべての住民に関心をもってごみ問題に取り組んでいくため、ごみ処理に関する費用負担を少なくするために、有料化はこれから必要な課題と思われる。 |
| 9 | 安達町 | 問18のとおりと考えられるので有料化すべきと思われる。 |
| 10 | 大玉村 | 問18のとおりと考えられるので有料化すべきと思われる。 |
| 11 | 白沢村 | 問18のとおりと考えられるので有料化すべきと思われる。 |
| 12 | 東和町 | 問18のとおりと考えられるので有料化すべきと思われる。 |
| 13 | 天栄村 | 有料化になれば、ごみの排出量は減少すると思われるが、一方で不法投棄の件数増加が懸念される。 |
| 14 | 田島町 | 有料化にする理由について住民の理解が得られるよう、減量化対策を実施したうえでの有料化が必要と考える。 |
| 15 | 下郷町 | ごみの減量化につながると考えるが、不法投棄の増加が懸念される。 |
| 16 | 檜枝岐村 | 特になし。 |
| 17 | 伊南村 | 分別種目や分別の方法がまだ決まっていないため、有料化はまだ困難と考えます。 |
| 18 | 西会津町 | 財政負担軽減にばかり固執すると、一時的にはごみ減量化が認められたとしても、その後又元にもどる傾向も出ると思うし、逆に不法投棄が増加することも懸念される。住民の方に、いかにしてごみ減量化の意識を醸成してもらうかが、有料化を進める上で重要なポイントであると思う。 |
| 19 | 高郷村 | 有料化により不法投棄・焼却が懸念されます。同時に検討(防止について)していく必要があると思う。 |
| 20 | 猪苗代町 | ごみ処理の有料化は不法投棄・不法焼却等の不適正処理の増大等が懸念されるので慎重に検討すべき。 また、排出者が「処理費用を支払っているのだからいいだろう」と考え、分別不徹底のごみが出されるおそれがある。 |
| 21 | 会津坂下町 | 現在当町では有料化について検討中であるが、事業組合構成市町村とのかねあい等で様子見の状況である。実施するには、構成市町村との料金、実施時期の調整が必要に思う。 |
| 22 | 湯川村 | ごみ処理は広域で行っているので広域単位で有料化を統一実施して欲しい。 |
| 23 | 柳津町 | 各市町村の動向により進めたい。 |

| | 市町村名 | 回 答 |
|----|------|--|
| 24 | 河東町 | 有料化と同時に、レジ袋の撤廃を実施してください。当町では町名入り指定袋を使用しない場合は、収集しない旨行っているところではありますが、「近隣市町村ではレジ袋でも良いのにどうしてか」との問い合わせや苦情等が多数寄せられます。ごみ有料化を考えるならまずスーパー等のレジ袋に課税するなどして抑制すべきです。すぐ着手してください。マイバッグキャンペーンなどでは抑制されません。 |
| 25 | 三島町 | 当町ではごみ袋の指定はしているものの、ごみ処理有料化には至っていない。しかし財政に占めるごみ経費の割合を考慮すると、将来的には有料化すべきであると考えている。しかしその場合、近隣市町村間でばらつきがあると負担の少ない市町村へごみが流入する可能性もあるのではないかと。もちろん、住民にどれだけ負担してもらうかは各市町村の事情によるだろうが出来るだけ均等化し、他市町村へのごみの流入や、その逆がないような仕組みをつくるべきではないだろうか。 |
| 26 | 昭和村 | 有料化はごみ問題に係る住民意識の向上を図るための1つの方法だとは思う。有料化にあたっては、周辺の町村と足並みをそろえる必要があると思う。(実施している町村から実施していない町村へごみを出しに行く人も出るような気がする。) |
| 27 | 中島村 | 特になし。 |
| 28 | 埴町 | 有料化実施にあたっては税金の二重取りとの意見もあったが、有料化は目的税と同じ扱いであって使用する人の公平化を図れるので実施してよかったと思う。住民の方は最初は金額に抵抗があったが、慣れてくると袋に対しての意識が薄れてくると思う。(袋を無駄に使う) |
| 29 | 三春町 | ・廃棄物の処理及びリサイクルのための分別には経費が伴い有料化としておりますが、事業費の3.5%程度であり、財源の確保に苦慮しています。 ・廃棄物のリサイクル事業の推進にあたっては事業実績に基づいた財政支援を切に望んでいます。 ・廃棄物の処理内容は各自治体が同一で統一し、消費者へ啓蒙すべきと考える。 |
| 30 | 小野町 | 財政負担の軽減を図る上で、排出量に応じた負担(有料化)は必要であると考えている。 |
| 31 | 広野町 | 行政としては、有料化には賛成であるが、住民に対しては「ごみ処理にお金がかかるものだ。」という認識をさせるべく努力すべきである。 |
| 32 | 榎葉町 | 行政としては、有料化には賛成であるが、住民に対しては「ごみ処理にお金がかかるものだ。」という認識をさせるべく努力すべきである。 |
| 33 | 川内村 | 行政としては、有料化には賛成であるが、住民に対しては「ごみ処理にお金がかかるものだ。」という認識をさせるべく努力すべきである。 |
| 34 | 大熊町 | 収集ごみの有料化は当然としても、持ち込みごみの無料化等の方法もあればよいのでは。 |
| 35 | 双葉町 | ごみの分別等を徹底すれば、一人ひとりの負担も軽減されるという意識を持っていただくためにも、ごみ処理有料化は効果的だと思う。 |
| 36 | 浪江町 | 住民に対しての説明が必要。今までごみを処理するのに「お金がかからなかった」という誤った認識を正し、住民にごみを処理するのに「お金がかかる」という認識をきちんと持たせ、住民へ理解させるように努力すべきである。 |

| | 市町村名 | 回 答 |
|----|------|--|
| 37 | 葛尾村 | 「自分の出した『ごみ』は自己責任で処理等をする。それには、お金がかかるもの」と意識(義務)づけをさせていくのが必要と思われる。行政としては賛成である。 |
| 38 | 飯舘村 | ごみ処理広域化は、ごみ処理費用の公平負担、住民意識の向上など必要であると考えますが、排出者個人のモラルによる部分が大きいことから、不法投棄を助長する要因となりかねません。リサイクル法により排出者及び地域資源回収団体の協力のもと、年々リサイクル量の増加となっていますが、直営の自治体のごみ処理に係る費用は大変であります。本来、原点に戻り、ごみとなる物を作らないような方策を講じていかなければならないものと思います。 |

VI. まとめ

今回、県内の全市町村(83)に対するごみ処理有料化に関する調査を実施したが、その結果は、次のとおりであった。

○ ごみ処理有料化を実施している31市町村のうち、24市町村(77.4%)が「有料化後ごみが減った」としており、有料化によるごみ減量化の効果が出ているものと考えられる。また、当該31市町村自らの評価としては、ごみ処理有料化は「財政負担の軽減」、「住民意識の向上」、「費用負担の公平化」に有効と考えており、有料化してもほとんどが「不法投棄等の不適正処理は増加しない」としている。

一方、有料化後、ごみの量が減少した24市町村では2～3年以降はごみの量が増加に転じている。

このため、ごみの減量化を図るには、効果を持続させる対策が必要である。

○ ごみ処理有料化を実施していない52市町村については、「導入する」又は「導入を検討中又は今後検討予定」とした市町村が40(77%)となっており、ごみ処理有料化の効果を期待している。

一方、「導入しない」とした市町村は9(17.3%)であり、「不法投棄等の増加が懸念される」、「住民の賛成が得られない」等の理由をあげている。

○ 全ての市町村に指定袋の適正な価格を聞いた結果、50～60円/袋が約4割と最も多かった。

今後、ごみ減量化を推進するための一つの方策として、ごみ処理有料化は有効であると考えられるが、円滑な実施には「住民の理解と協力」が肝要と考えられることから、県は先進事例等の情報を市町村に提供するなどにより、市町村が取り組むごみ減量化の推進を支援していくものとする。